

会議・協議等記録簿 Ver.2

No. 1

佐久市福祉有償運送運営協議会

議 題	佐久市福祉有償運送運営協議会		
日 時	令和6年8月22日 (木) 午前10時00分～午前11時00分	場 所	佐久市役所 南棟3階会議室
出席者	<p><佐久市福祉有償運送運営協議会委員> 出席：大森一委員、的場正芳委員、美斉津真崇氏（丸山正徳委員代理）、濱本菜津実委員、水上直輝委員、小林壽夫委員、遠藤修委員、</p> <p><協議会事務局> 高齢者福祉課：渡辺課長、吉江課長補佐、寺尾係長、日向福祉課：浅川係長</p> <p><説明者> 社会福祉法人 望月悠玄福祉会</p>		
欠席者	<p><佐久市福祉有償運送運営協議会委員> 小板橋真委員、大平和子委員</p>		
会 議 ・ 協 議 等 事 項			
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 自己紹介</p> <p>3 あいさつ</p> <p>4 福祉有償運送について</p> <p>5 会長・副会長選出</p> <p>6 協議事項</p>		
遠藤会長	<p>(1) 「自家用有償運送の期間更新登録」について</p>		
望月悠玄福祉会	<p>【申請内容説明】</p> <p>※更新登録申請書類は個人情報が含まれるため一部非公表とする</p>		
濱本委員	<p>【質疑応答】</p> <p>Q 運賃について、初乗り料金3km未満はタクシー料金の8割を勘案して、据え置き料金となっているが、現在の運賃による福祉有償運送の運営は赤字になっているか。仮に赤字になっていれば、今回の料金改定</p>		

	で改善する見込みがあるのか。
望月悠玄福祉会	A タクシー運賃の初乗り料金が700円となっていたため約8割の金額を初乗り料金として設定している。収支に関しては、対象者が法人のサービス利用者に限るため、毎年利益がでていたものではない。今回の料金改定についても、ガソリン代の高騰に合わせて値上げしているものであるため収支の改善が見込めるものではない。人件費などそのほかの費用については考慮していない。
遠藤会長	Q 現在の利用者は、3km未満の利用と3km以上の利用どちらが多いのか。
望月悠玄福祉会	A 望月地区から市街地、市外の利用が多いため3km以上となる利用者が多い。
的場副会長	Q 福祉有償運送実施の目的は、集客ということか。
望月悠玄福祉会	A 目的は集客になる。デイサービス等の事業に係る送迎はそれぞれの事業所で実施している。この福祉有償運送は、それ以外の通院や買い物等に出掛ける際に移動手段がない方を対象とした利便性向上を目的とした事業となる。
的場副会長	Q 担当するドライバーの中に年齢が65歳以上のものがあるのか。
望月悠玄福祉会	A 3名のドライバーのうち2名は65歳以上となる。ただし、65歳以上とはなるが、ドライバーを行っている職員は、ヘルパー等他の業務と兼務をしている。福祉有償運送に係るドライバーの講習・研修は必ず受けられるような体制を設けている。
小林委員	Q 今回、ガソリン代の高騰によって料金改定をしたという事情は理解できた。利用者目線からの要望にはなるが、今後もしもガソリン代の価格が下がった場合には、料金も値下げすることが可能か。
望月悠玄福祉会	A 当法人の利用者に対象者が限定されていることや運賃の目安がタクシー料金の8割程度の基準に変更になっていること、他の福祉有償運送事業所の料金設定を踏まえた上での料金となっているため、ガソリン価格の変動に合わせてすぐに価格を変更できるものではないということと承いいただきたい。状況に応じては、価格を変更する場合もある。

水上委員	Q 利用者が乗り合いすることはあるか。
望月悠玄福祉会	A 乗り合いの利用はない。1回の送迎で1名までとなっている。
大森委員	Q 確認事項になるが、運賃の基準がタクシー運賃の1/2から8割程度に引き上げとなったが、その経緯はガソリン代の高騰等を考慮した上での変更なのか。
望月悠玄福祉会	A 国土交通省通知ではドライバーの確保を目的とするため運送の対価を引き上げ、必要費用を勘案して実費で対価を収受できるようにするため新たな基準としてタクシー運賃の8割を基準としているとされている。
美斉津氏	Q 事故の発生はないか。
望月悠玄福祉会	A 一度も事故は発生していない。また、苦情についても受けていない。
	<p>【質疑応答終了】</p> <p>→望月悠玄福祉会 退席</p>
	<p>【協議】</p>
小林委員	ガソリン代が高騰しているためといった理由で料金改定となれば他の事業所からも料金改定の要望があがっているのではないか。
事務局	現時点では、運賃の基準がタクシー料金の8割に引き上げになったあと他の事業者からの要望はない。
遠藤会長	事業者の説明の中で、料金改定を10月1日から開始予定としていたが、更新登録の有効期限が9月18日となっている。更新後は、料金改定となるが、事業者が料金変更の希望している10月1日までの期間の運賃は更新登録完了前後どちらの料金となるのか。
事務局	県担当者と確認し、後日回答する。
	<p>【協議終了】</p> <p>⇒承認</p>

的場副会長	<p>7 その他</p> <p>運転手不足が課題となっているが、運転手の年齢の制限ではなく講習を受けて安全性が確認されれば適否を検討することになっている。福祉有償運送において、ドライバーに従事するものの年齢制限はあるのか。</p>
美斉津氏	<p>年齢の制限は設けられていない。福祉有償運送のドライバーの要件は、第二種運転免許証所持者もしくは指定講習を修了していることとなっており、講習の中で認知検査や実技研修もあるため講習を修了していれば従事するドライバーの安全性は制度上担保されていると考えられる。</p>
濱本委員	<p>事業者によっては、一定基準の年齢に到達した方は、ドライバー業務に従事させないといった対応をしているケースもあると聞いている。制度上は、年齢の上限が設けられていないためあくまで事業者ごとの対応になる。</p>
水上委員	<p>事業所ごとの対応となるとドライバー業務のほか、通院や付き添いを行うヘルパー自身も高齢となっていることが課題になっている。事業所によっては、ヒヤリハットの集積や事故を未然に防ぐための研修の実施、チェックリストによる評価など行っている。その結果、リスクが考えられる場合に、規模の大きな事業所であれば部署異動で対応することも可能だが、規模の小さな事業所ではそういった対応も難しいことが課題としてある。</p>
遠藤会長	<p>現時点で、次回の協議会開催の予定はあるか。</p>
事務局	<p>令和7年3月末に更新期限を迎える事業所があるため、令和7年1月～2月上旬頃に協議会を開催する予定となっている。</p>
	<p>8 閉会</p>
	<p>以上</p>